

大阪市ホームページ運用管理システム再構築  
及び運用保守業務委託

落札者決定基準

令和8年1月  
大阪市デジタル統括室

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があつた者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

### (1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「大阪市ホームページ運用管理システム再構築及び運用保守業務委託に関する提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本市のホームページは情報発信の代表チャネルとして、利用者に網羅的・一元的に情報を提供することが求められている。現在のホームページはコンテンツやカテゴリが膨大であり、移行作業とそれに伴う品質改善（リライトや再構成）、アクセシビリティ対応、デザイン刷新等、実施内容は単なる既存 CMS 導入ではなく、極めて複雑かつ多岐に渡る業務を複合的に実施するものである。本システムは、CMS 単体にとどまらず、SNS やデジタルサイネージ等の技術的構造の異なる複数の情報発信ツールとの密接な連携が生じる。また、生成 AI 技術の急速な発展や、アクセシビリティに関するルールの改訂など、ホームページを取り巻くインターネット環境の変化が著しく、頻繁な機能改修にも柔軟に対応できる拡張性が新 CMS に求められる。さらに CMS 再構築にあたっては、サイト設計・デザイン・UIUX・AI 等最新技術の活用・大規模サイトの移行と品質管理など、多種多様な専門知識を持つ者で構成されるチームを要し、多数の要員に対する一層高度な統制力が必要不可欠である。加えて新 CMS は全庁的な情報発信基盤として前述の情報発信ツールの所管ほか、24 区役所等多くの関係組織が存在し、連携・統合にかかる調整を円滑に行う必要がある。

以上を踏まえ、複雑かつ多岐に渡る本業務の効果的・効率的な遂行の手法について、技術面を十分に評価することをもって事業者の提案の意欲を引き出し、優れた提案を求める所としたい。そのうえで価格とあわせて総合的に評価し、委託相手先を選定する総合評価落札方式を採用するものとし、「技術評価点」と「価格評価点」の比率については 2 対 1 とする。

入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (450 \text{ 点満点}) \end{array}} & = & \boxed{\begin{array}{l} \text{技術評価点} \\ (300 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{価格評価点} \\ (150 \text{ 点満点}) \end{array}} \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、評価項目「3調達仕様書に対する提案」が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3調達仕様書要件に対する提案』が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類及び配点を設定する。

- |                 |   |      |
|-----------------|---|------|
| 1 本業務の趣旨・目的     | ： | 15点  |
| 2 提案者の実績・業務体制   | ： | 15点  |
| 3 調達仕様書要件に対する提案 | ： | 260点 |
| 4 追加提案          | ： | 10点  |

(2) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ1～5点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、次の式でおこなう。

$$\text{各評価項目の評価項目点} = \text{評価点数} \times \text{項目加重点}$$

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。なお、「提案書評価表」の「追加提案」の項目を除く各評価項目の評価点が、1項目でも0点の場合には、落札候補者としない。

(3) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

また、技術評価点が150点未満である場合、落札候補者としない。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

(4) 提案書の不評価について

提案書のページ数が規定のページ数（本編：80 ページ、別冊：20 ページ）を超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times \left[ 1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{入札予定価格（税抜）}} \right]$$

※ 上式右辺を丸めのない有理数として計算する。その値に対して、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の入札予定価格（税抜）を上回った場合は、その時点での失格となり、落札候補者としない。（提案内容の評価は行わない。）

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと